

■第370回食品安全委員会

日時：平成23年3月10日（木）14：00～14：44

傍聴者：8名

議事概要：

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」、「冷凍食品」及び「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の加工基準等に規定されている「化学的合成品たる添加物を使用してはならない」の例外規定として、「次亜塩素酸水」をそれぞれ追加すること

- ・厚生労働省から説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）動物用医薬品及び飼料添加物「セデカマイシン」に係る食品健康影響評価について

・「セデカマイシンの一日摂取許容量（ADI）を、0.0045mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*抗生物質で、日本では、豚用の飼料添加物として指定され、海外では、動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2）遺伝子組換え食品等「HxR-No. 1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*調味料として使用される食品添加物です。

3）新開発食品「ポリフェノール茶」に係る食品健康影響評価について

・「提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

*りんご由来プロシアニジンを含与成分とし、体脂肪が気になる人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品です。

（3）食品安全関係情報（2月11日～2月25日収集分）について

- ・事務局から報告。